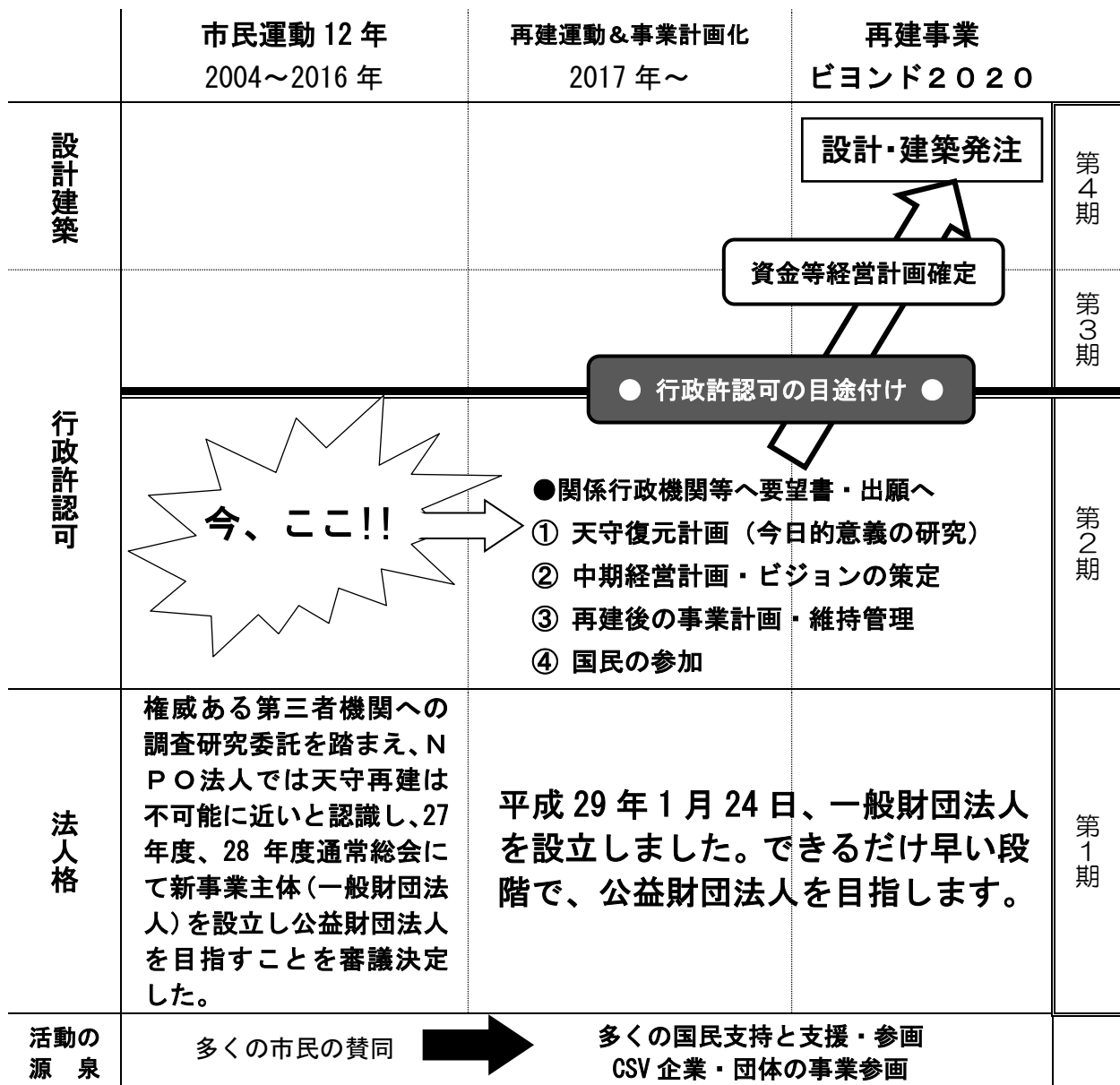


## ビヨンド2020に向けた行政許認可の目途付け



### 主な行政許認可（多くの市民の支持と新事業主体による総合的・継続的な取組みを要する）

内閣府：国家戦略特別区域法 第八条（区域計画の認定）第1項 国家戦略特別区域会議は、~~計画~~を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
東京都：都市計画法 第五十三条（建築の許可）第1項 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。
文科省・文化庁：文化財保護法 第四十三条（現状変更等の制限）第1項 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。
国土交通省：建築基準法 第三条（適用の除外）第1項四号 この法律~~は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。~~原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
宮内庁：国有財産法 第十八条（処分等の制限）第6項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。